

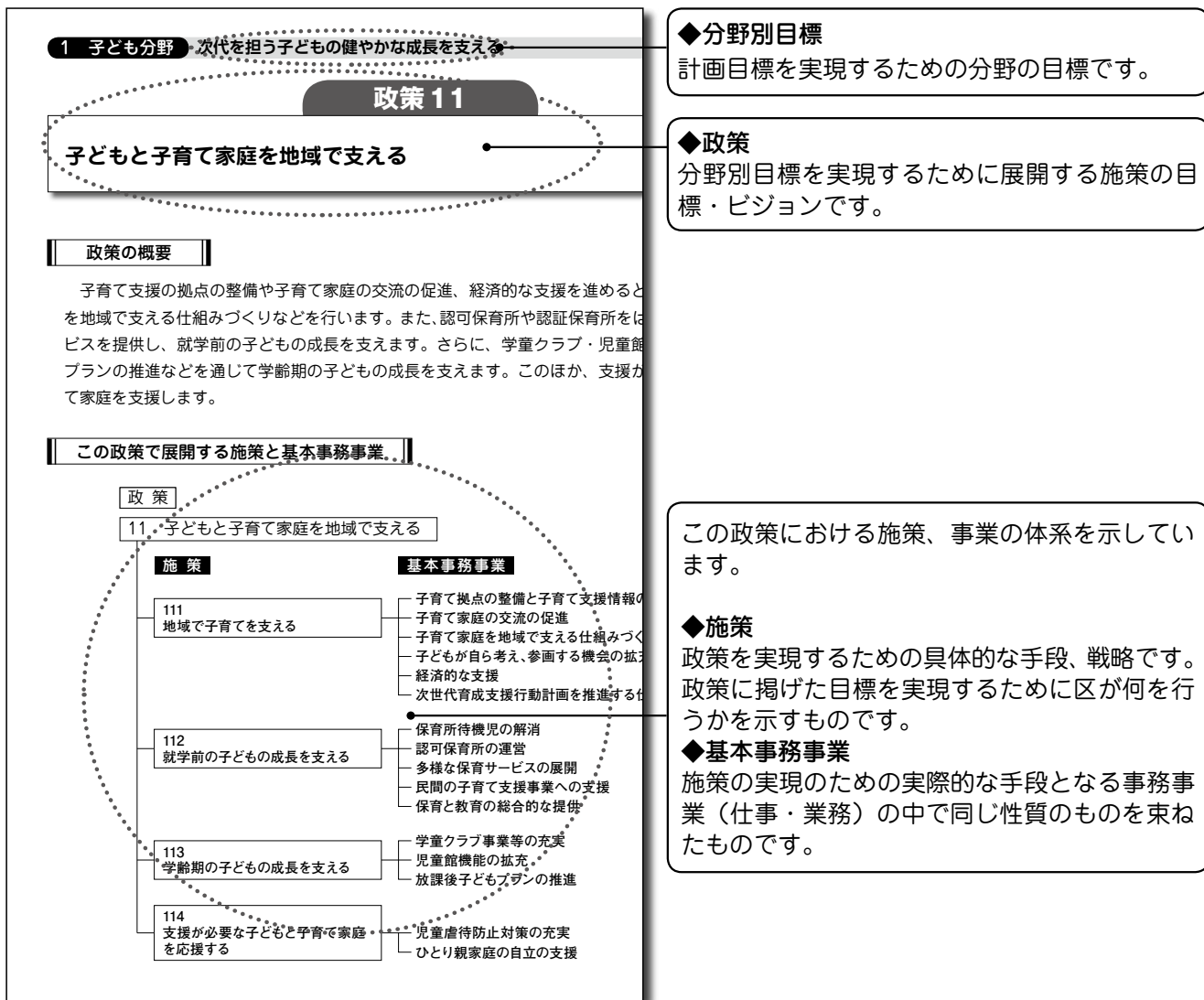
## **第2部 基本計画編**

### **第3章 各政策・施策の内容**

## 各政策・施策 掲載項目の見方

この章では、各政策・施策の内容を、以下のような構成で、ご紹介しています。

### 政策のページ



#### ■現状

日本の社会・経済状況や、区における固有・特有の現状、区民ニーズについて、示しています。

#### ■課題

現状を踏まえ、区の抱える課題を示しています。

#### ■国・都・他自治体の動向

同様の課題に対し、国や都、他自治体における現在の取組状況や今後の予定などを示しています。

## 施策のページ

各施策の内容を見開きで掲載しています。

左ページ：その施策の目標（めざす状態）を示すとともに、施策をめぐる現状と課題、国・都・他自治体の動向を掲載しています。

右ページ：その施策で展開する主な事業と、施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値を掲載しています。末尾には、その施策の主な担当組織（平成22年1月1日現在）を記載しています。

### ◆この施策の目標（めざす状態）

この施策によりめざす状態を示しています。

1 子ども分野 次代を担う子どもの健やかな成長を支える

政策 11 子どもと子育て家庭を地域で支える

**施策 111**

**地域で子育てを支える**

**この施策の目標（めざす状態）**

地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援する子育てができ、そして、子どもが健やかに成長することができる状態

**この施策をめぐる現状と課題**

■現状  
少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不登校が生じています。

■課題  
子育て家庭の不安や負担感を和らげるため、子育て家庭の交流等を促進し、地域や事業主と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みが必要です。

■国・都・他自治体の動向  
平成21年4月から、地域の子育て家庭の交流等を促進する「地域子育て支援センター」の事業として位置づけられました。また、次世代育成支援対策推進法が「次世代育成支援行動計画」の後期計画（平成22～26年度）を策定する

図1 小学校児童家庭の子育てに関する不安感・負担感（同居・近居）

	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	不安や負担などはあまり感じない	不安や負担などはまったく感じない	子ども
全体	10.3	56.5	33.3	5.6	11.7
父母両業	8.0	36.5	35.4	6.0	11.9
父同業（ひとり親家庭）	38.9	33.3	22.2	0.0	0.0
母同業（ひとり親家庭）	27.8	31.3	20.8	4.9	9.7
専業主業	10.2	40.9	28.3	5.5	12.6

### ◆施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

施策の達成度を測る具体的な成果指標を設定し、行政評価において毎年行う事務事業評価、各年で行う施策評価と連動して、達成状況を把握し、公表していきます。

※施策評価は、複数の指標を設定して実施しますが、長期計画にはそのうち代表的な指標を一つ掲載します。

### ◆この施策で展開する主な事業

この施策によりめざす状態に到達するために、実施する事業のうち、主要なものを示しています。

#### ◆「実施計画」

この表示をした事業は5年間の計画期間の中で計画的かつ重点的に取り組む「計画事業」です。別冊「実施計画編」の中で、各計画事業の5か年に取り組み事業量と計画当初3か年の年度別計画を明らかにしています。

#### この施策で展開する主な事業

##### <子育て拠点の整備と子育て支援情報の提供>

- 子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターにも、機能の充実を図ります。

実施計画1：子

- 子育て支援情報を効果的に提供するために、インターネット等を通じて提供するとともに、様々な相談に対し、個々の状況に応じた子育て支援ナビゲーターを子育てのひろばに配置します。

実施計画2：(仮称)すく

##### <子育て家庭の交流の促進>

- 0歳から3歳の子どもを育てる子育て家庭の交流を促進し、孤立感の解消や相談を通じて子育ての不安を解消するため、子育てのひろばの施設数を

実施計

##### <子育て家庭を地域で支える仕組みづくり>

- 区民同士が助け合い精神で子育てを支援するファミリーサポート事業や、児童館の一時預かり等を行う施設を増やすことで、子育て家庭を支えています。

実施計画4：フ

##### <子どもが自ら考え、参画する機会の拡充>

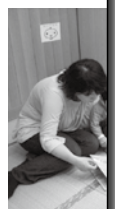
- 児童館子どもスタッフの活用など、子どもたちが主体的に考え、参画できる民間活動団体との協働により、外遊びのできる場の提供を進めます。

実

##### <経済的な支援>

- 子どもを対象とした手当の支給、子ども医療費の助成など経済的な支援を実施します。

写真1 子育て



(写真1)

#### 施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度の目標値
子育てのひろば利用者数	100,775人	20%

##### (指標と目標値の設定理由)

地域における子育て家庭の交流を測定します。子育てのひろばを利用し、数について、平成20年度の数値を基準に、毎年度12%の増加を見込みます。

この施策の主な担当組織 健康福祉事業本部 児童青年課

## 1 子ども分野

# 次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に  
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

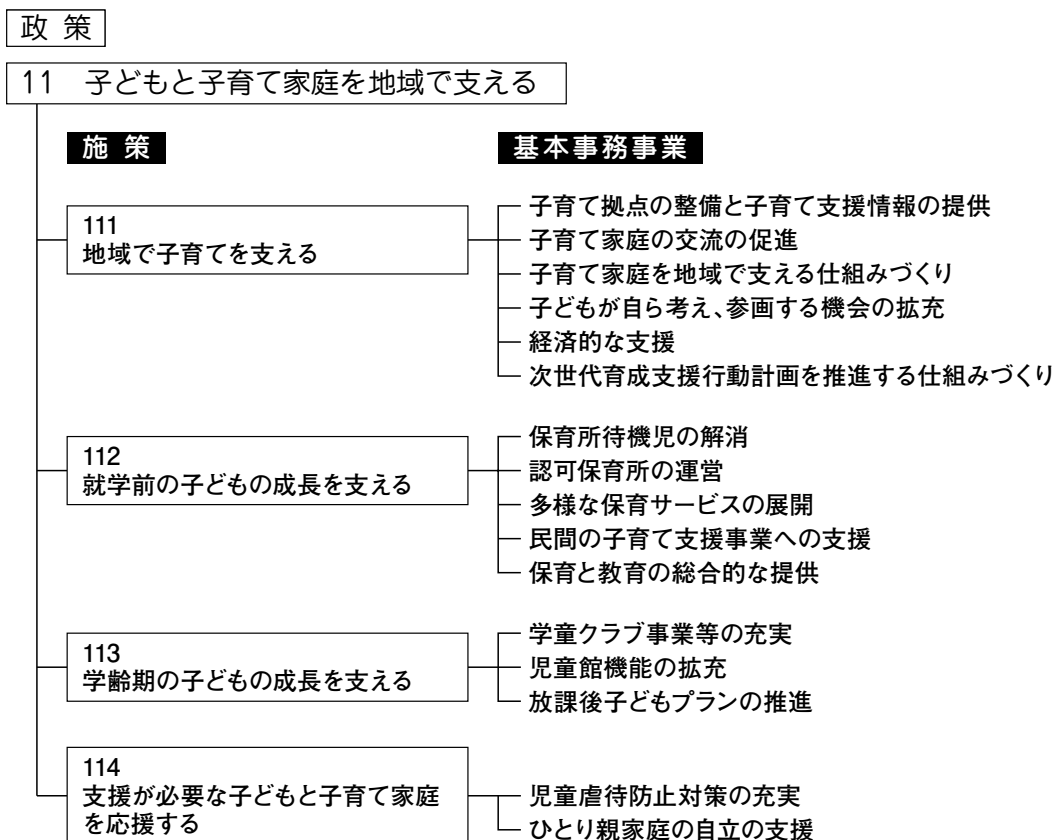
## 政策 11

### 子どもと子育て家庭を地域で支える

#### 政策の概要

子育て支援の拠点の整備や子育て家庭の交流の促進、経済的な支援を進めるとともに、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりなどを行います。また、認可保育所や認証保育所をはじめ多様な保育サービスを提供し、就学前の子どもの成長を支えます。さらに、学童クラブ・児童館事業や放課後子どもプランの推進などを通じて学齢期の子どもの成長を支えます。このほか、支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します。

#### この政策で展開する施策と基本事務事業



政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

施策111

地域で子育てを支える

この施策の目標（めざす状態）

地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができ、そして、子どもが健やかに成長することができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安の増大等といった問題が生じています。

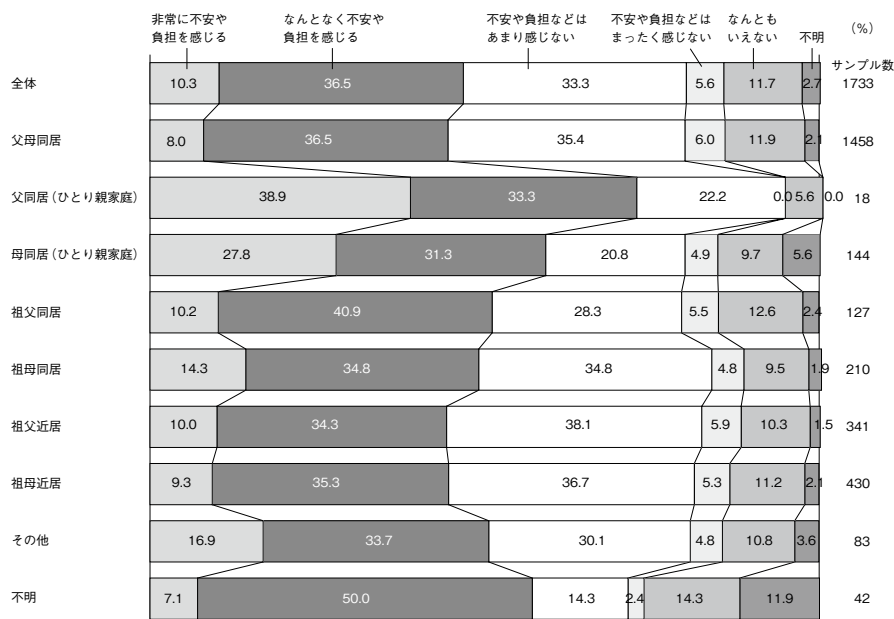
■課題

子育て家庭の不安や負担感を和らげるため、子育て家庭の交流等を促進するとともに、行政だけでなく、地域や事業主と連携して社会全体で子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりを進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成21年4月から、地域の子育て家庭の交流等を促進する「地域子育て支援拠点事業」が児童福祉法上の事業として位置付けられました。また、次世代育成支援対策推進法に基づき、全国の自治体等が「次世代育成支援行動計画」の後期計画（平成22～26年度）を策定することとなっています。

図1 小学校児童家庭の子育てに関する不安感・負担感（同居・近居状況別）



(図1 出典：区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成21年3月）)

**この施策で展開する主な事業**

**<子育て拠点の整備と子育て支援情報の提供>**

○子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。

**実施計画1：子ども家庭支援センターの整備**

○子育て支援情報を効果的に提供するために、インターネット等を通じた情報発信など情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、個々の状況に応じた子育て支援事業を案内する（仮称）すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。

**実施計画2：（仮称）すくすくナビゲーター事業の実施**

**<子育て家庭の交流の促進>**

○0歳から3歳の子どもを育てる子育て家庭の交流を促進し、孤立感の解消を図るとともに、子育て相談を通じて子育ての不安を解消するため、子育てのひろばの施設数を増やします。

**実施計画3：子育てのひろばの整備**

**<子育て家庭を地域で支える仕組みづくり>**

○区民同士が助け合い精神で子育てを支援するファミリーサポート事業を充実させるとともに、乳幼児の一時預かり等を行う施設を増やすことで、子育て家庭を支えています。

**実施計画4：ファミリーサポート事業の充実**

**<子どもが自ら考え、参画する機会の拡充>**

○児童館子どもスタッフの活用など、子どもたちが主体的に考え、参画できる場を充実するとともに、NPO等の民間活動団体との協働により、外遊びのできる場の提供を進めます。

**実施計画5：外遊びの場の提供**

**<経済的な支援>**

○子どもを対象とした手当の支給、子ども医療費の助成など経済的な支援を実施します。

写真1 子育てのひろば「びよびよ」



(写真1 出典：区子育て支援課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
子育てのひろば利用者数	100,775人	200,000人	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 地域における子育て家庭の交流を測定します。子育てのひろばを利用した子どもと保護者の延べ人数について、平成20年度の数値を基準に、毎年度12%の増加を見込み、概ね倍増することをめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
-------------	------------------------

## 施策112

### 就学前の子どもの成長を支える

#### この施策の目標（めざす状態）

様々な保育サービスが充実し、各家庭が必要なサービスを必要な時に利用できることにより、就学前の子どもが健やかに成長できる状態

#### この施策をめぐる現状と課題

##### ■現状

少子化の進展に伴い、未就学児の人口は減少傾向にありますが、保育所入所希望者は増えています。平成17～21年度に約760人の受け入れ枠を拡大しましたが、平成21年度には待機児童数が429人に急増しました。また、就労形態の多様化などにより保育サービスへの要望も多様化しています。

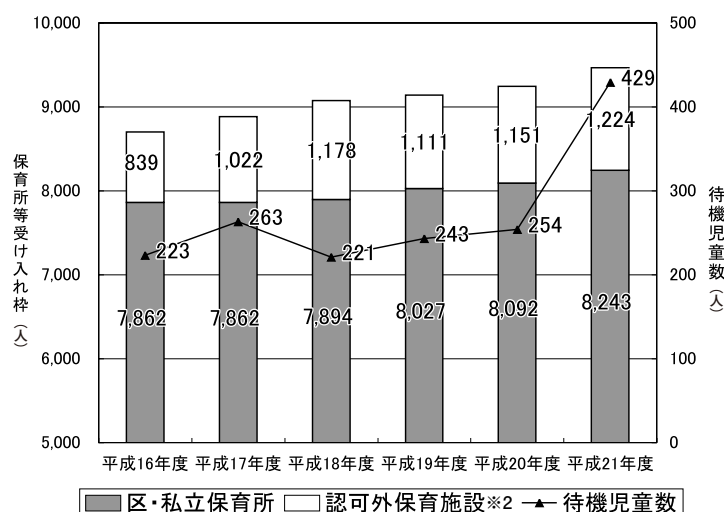
##### ■課題

待機児童の解消に向け、認可保育所※1等の新增設や改築等による入所枠の拡大が必要です。また、多様な要望に応じた保育サービスの拡充や子どもの発達援助、保護者に対する子育て支援サービスの提供とともに、効率的な保育所の運営が求められています。

##### ■国・都・他自治体の動向

国は、保育サービスの量・質の充実を図る「新待機児童ゼロ作戦」を展開しています。また、都の「10年後の東京」への実行プログラム2009でも、待機児童の解消に取り組むこととしています。

図1 保育所等受け入れ枠の拡大と待機児童数の増加



(図1 出典：区保育課)

#### ▶用語解説

※1 認可保育所：家庭で十分保育できない子どもの保育を代わって行う保育施設で、国の設置基準を満たし、認可を受けた施設。設置主体により、区立(公立)保育所、私立保育所があります。



**この施策で展開する主な事業**

**<保育所待機児の解消>**

○私立保育所の新設、既設園の改築等による定員増、認証保育所<sup>※3</sup>の新設などにより入所枠を拡大し、待機児童の解消を図ります。  
☞実施計画6：保育所待機児の解消

**<認可保育所の運営>**

○様々な保育サービスを展開していくために、区立保育所の委託化などにより効率的な運営を図り、財政的資源、人的資源を効果的に活用していきます。

**<多様な保育サービスの展開>**

○延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなど多様な保育サービスを拡充します。  
☞実施計画7：多様な保育サービスの充実

**<民間の子育て支援事業への支援>**

○認証保育所、家庭福祉員<sup>※4</sup>等へ補助を行い、認可外保育施設の量・質の充実を図ります。

**<保育と教育の総合的な提供>**

○認定こども園<sup>※5</sup>を整備し、保育・教育と保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進していきます。

写真1 区立保育所での保育の様子



(写真1 出典：区保育課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
保育所入所希望者受入率	96.9%	100%	↑

**(指標と目標値の設定理由)**  
 保育所入所待機児童の状況を測定します。全ての待機児童が解消された状態をめざします。

この施策の主な担当組織    健康福祉事業本部    児童青少年部    保育課

.....  
 ※2 認可外保育施設：認可保育所以外の保育施設。認証保育所、家庭福祉員等があります。  
 ※3 認証保育所：多様化する保育ニーズに対応するため、13時間以上の開所など都独自の規準により都が認証した保育施設。  
 ※4 家庭福祉員：保育士等の資格を持ち、自宅で3歳未満児を3人まで保育する、区認定の保育者。  
 ※5 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、都道府県の認定を受け、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能および地域における子育て支援を行う機能を有した施設。

## 施策113

### 学齢期の子どもの成長を支える

#### この施策の目標（めざす状態）

児童が児童館・学童クラブ・学校応援団\*のひろばなどを拠点として、様々な活動に参加・参画している状態

#### この施策をめぐる現状と課題

##### ■現状

少子化や核家族化が進む中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。また、保護者の就労などにより放課後保育に欠ける児童も増加傾向にあります。

##### ■課題

人間関係を学ぶ機会を増やし、地域の中で子ども同士のつながりを強めるとともに、大人との交流の場を拡大することが求められています。また、放課後の居場所を充実するとともに、学童クラブ入会待機児童を解消する必要があります。

##### ■国・都・他自治体の動向

国は「放課後子どもプラン」の推進を掲げ、子どもの放課後の安全安心な居場所確保をめざしています。都も「子育て応援都市東京・重点戦略」を策定し、学童クラブの増設など総合的な放課後対策を進めています。各自治体も、学童クラブ入会待機児童解消に向け、様々な取組を行っています。

表1 学童クラブ入会希望者受入状況

	クラブ数（か所）	定員数（人）	受入児童数（人）	待機児童数（人）
平成17年度	87	3,340	3,712	155
平成18年度	89	3,420	3,815	218
平成19年度	90	3,460	3,848	170
平成20年度	90	3,470	3,852	203
平成21年度	91	3,510	3,847	117

（表1 出典：区子育て支援課）

#### ▶用語解説

\* 学校応援団：小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校・地域間の人材活用と学校施設の有効活用を図る組織で、PTAや町会・自治会、青少年委員などの地域住民を主体として構成されています。

**この施策で展開する主な事業**

**<学童クラブ事業等の充実>**

○学童クラブ入会希望者受入率を高めるため、施設の新築・改修等による受入人員の拡大を図るとともに、児童が快適に過ごせる保育環境をめざします。また、受入時間や障害児受入の拡大などの保育サービスの向上を図ります。

**<児童館機能の拡充>**

○魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、児童・保護者の意見が反映できるよう運営協議会や児童館子どもスタッフの活用を計画します。また、児童館の開館時間の拡大を検討します。

**<放課後子どもプランの推進>**

○児童の放課後の居場所として、共働き家庭など留守家庭児童に対して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る学童クラブ事業と、地域の人々の参画を得て実施されている学校応援団のひろば事業の2つの事業があります。この2つの事業を連携することにより、放課後の子どもの安全で健やかな居場所の充実を図ります。

**実施計画8：放課後子どもプランの推進**

写真1 放課後の児童の様子



(写真1 出典：区子育て支援課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
学童クラブ入会希望者受入率	95.0%	100%	↑

**(指標と目標値の設定理由)**  
 保護者の就労等の理由で保育に欠ける状態にある児童の学童クラブ受入率を測定します。全ての待機児童が解消された状態をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課
-------------	------------------------

## 政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

## 施策114

## 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

## この施策の目標（めざす状態）

保護や支援を要する児童や保護者に対して、適切な対応が図られ、また、ひとり親家庭が経済的に自立していることによって、子どもの健全な成長と人権が守られている状態

## この施策をめぐる現状と課題

## ■現状

子どもと家庭に関する相談件数は、年々増加しています。こうした相談を通じて、子育て家庭の負担感の軽減と、深刻な虐待等の存在を確認することが可能となり、必要な支援や保護につなげています。

また、ひとり親家庭は、母親または父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など、多くの問題を抱えこむこととなり、非常に不安定な生活状況に置かれがちです。

## ■課題

児童虐待の防止や早期発見に向けて、関係機関のネットワークの強化に加え、予防のための子育て支援施策を充実する必要があります。また、ひとり親家庭の支援については、特に経済的自立をめざした事業の充実が求められています。

## ■国・都・他自治体の動向

国は、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業を法律に位置付けるとともに、要保護児童対策地域協議会\*の機能強化を図っています。また、ひとり親家庭の対策として、きめ細かな福祉サービスを展開し、自立・就業に主眼を置いた支援を進めることとしています。

表1 区内子ども家庭支援センターに寄せられた子どもと家庭に関する相談件数（児童家庭相談種類別）  
（単位：件）

	虐待	養護相談	育児しつけ他	不登校	合計
平成17年度	275	88	185	18	566
平成18年度	308	148	340	11	807
平成19年度	308	371	452	35	1,166
平成20年度	374	356	564	24	1,318

（表1 出典：区子育て支援課）

## ▶用語解説

※ 要保護児童対策地域協議会：平成16年に改正された児童福祉法に基づく組織。児童虐待等の問題に対して広範な連携・協力を確保するために、関係機関間で情報を交換するとともに、対応方針を決定する場。要保護児童としては虐待を受けた子ども、非行児童等が対象となっていました。平成20年の法改正により、養育支援が特に必要な児童やその保護者、妊婦も協議対象として拡大されることとなりました。

**この施策で展開する主な事業**

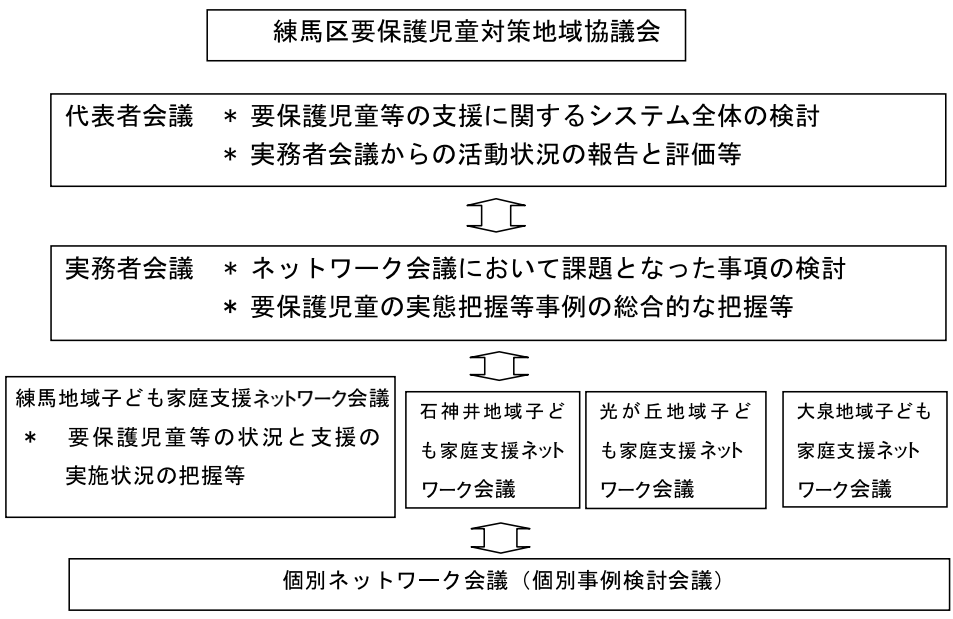
**<児童虐待防止対策の充実>**

○要保護児童対策地域協議会の個別ネットワーク会議、地域子ども家庭支援ネットワーク会議、実務者会議等を充実し、関係機関の連携を強化し、児童虐待の防止を図ります（図1参照）。

**<ひとり親家庭の自立の支援>**

○ひとり親家庭の父および母に対し職業・技能訓練や資格取得に向けた給付金等を支給し、就業支援を行います。また、公共職業安定所等との連携を図り継続的な自立・就労支援を行います。

図1 練馬区要保護児童対策地域協議会 構成図



（図1 出典：練馬区児童虐待防止マニュアル）

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
子ども家庭相談の対応件数	1,318件	1,866件	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 相談の対応件数を測定します。相談を通じて、子育て家庭の負担感を軽減し、虐待の存在等を確認することが可能になるため、全国児童相談所の対応件数(平成16年度～19年度)の平均増加率(6%)と同程度の相談件数の増加に対応できる相談体制の充実をめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 児童青少年部 子育て支援課

# 次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に  
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

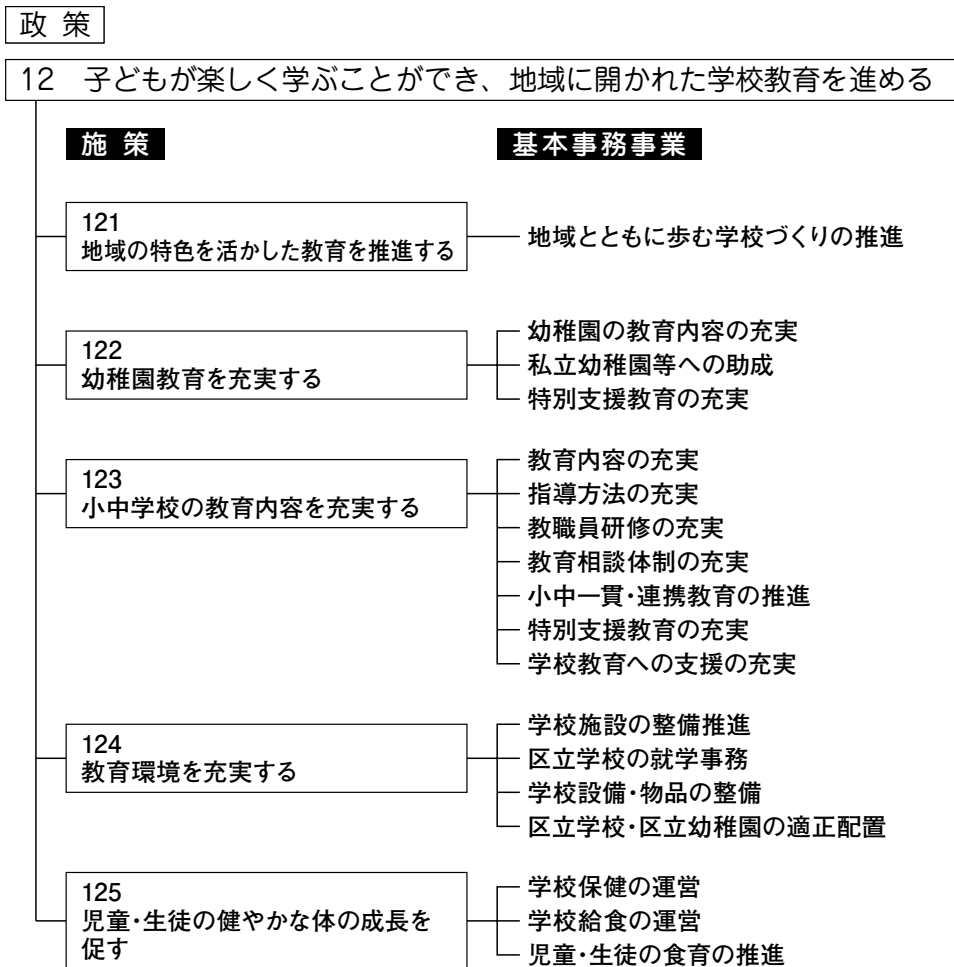
## 政策12

### 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

#### 政策の概要

地域に開かれた学校として、家庭や地域社会と連携した教育を推進します。また、区立・私立の幼稚園教育を充実するとともに、児童生徒への指導方法、相談体制の充実や小中一貫・連携教育の推進、特別支援教育の充実により、小中学校の教育を充実します。また、学校施設等の教育環境の整備を進めるとともに、学校保健や給食、食育を通じて児童生徒の健やかな体の成長を促します。

#### この政策で展開する施策と基本事務事業



## 政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

## 施策121

## 地域の特色を活かした教育を推進する

## この施策の目標（めざす状態）

区立幼稚園、小中学校が家庭、地域社会と連携し地域の特色を活かした特色ある教育活動を進めるとともに、地域の核として学校施設が活用されている状態

## この施策をめぐる現状と課題

## ■現状

教育委員会では、学校評議員<sup>※1</sup>制度や学校応援団<sup>※2</sup>、学校安全安心ボランティア<sup>※3</sup>の活動支援などを通じ、地域の意見を学校運営に取り入れ、地域社会との連携協力を進めています。

## ■課題

学校が、学校経営について自己評価を行い、保護者や地域社会へ情報提供することを通じて、説明責任を今まで以上に果たすとともに、保護者や地域住民から理解を得て、学校、家庭、地域の連携協力による学校づくりを進めることも必要です。また、各小中学校に設置される学校応援団の活動を活発化し、地域の核としての開かれた小中学校づくりをさらに推進していく必要があります。

## ■国・都・他自治体の動向

平成18年、教育基本法が改正され、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれました。また、国は、全国の公立学校を対象に学校支援地域本部<sup>※4</sup>事業を進めています。

表1 学校評議員の設置状況（平成21年3月31日現在）

幼稚園	小学校	中学校	計
5園	69校	34校	108園・校

(表1出典：区教育指導課)

表2 学校安全安心ボランティアの登録者数（各年度の3月31日現在）

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
登録者数	2,073人	2,841人	3,109人	3,510人

(表2出典：区庶務課)

## ▶用語解説

※1 学校評議員：保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するために設置するもの。

※2 学校応援団：小学校の児童および地域のために、学校教育に支障のない範囲で学校・地域間の人材活用と学校施設の有効活用を図る組織で、PTAや町会・自治会、青少年委員などの地域住民を主体として構成されています。

※3 学校安全安心ボランティア：小学校の授業時間中に来校者へ声かけなどを行うことにより児童の安全を高めるとともに、ふれあい給食などにより児童との交流を進める、保護者や地域住民のボランティアのこと。

※4 学校支援地域本部：学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるため、地域住民の学校支援ボランティアなどの参加をコーディネートする組織。



**この施策で展開する主な事業**

＜地域とともに歩む学校づくりの推進＞

- 区立小学校に町会・自治会やPTAなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。
- 区立幼稚園、小中学校における学校評議員制度がより活発化するよう支援し、開かれた学校づくりを図ります。

表3 学校応援団の設置校数および構成員数

年度	設置校数	構成員数
平成17年度	6校	259人
平成18年度	10校	442人
平成19年度	23校	1,090人
平成20年度	41校	2,131人

(表3 出典：区生涯学習課)

写真1 学校応援団活動の様子（ひろば室）



写真2 学校応援団活動の様子（校庭）



(写真1,2 出典：区生涯学習課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
学校応援団構成員数	2,131人	3,250人	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 地域人材等の活用による活動の状況を測る指標として、学校応援団の構成員数の拡大をめざします。学校応援団は、平成22年度までに、全校（65校）設置を計画しています。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 学校教育部 庶務課
-------------	--------------------

## 施策122

### 幼稚園教育を充実する

#### この施策の目標（めざす状態）

幼児の就園が確保され、より良い教育環境の中、健やかな成長を促すことができる状態

#### この施策をめぐる現状と課題

##### ■現状

幼稚園には、就学前教育の充実や小学校との連携（幼小連携）、地域の子育て支援の拠点などの役割が期待されています。しかし、少子化による幼児総数の減少や厳しい運営状況など、幼稚園を取り巻く環境は厳しさを増しています。

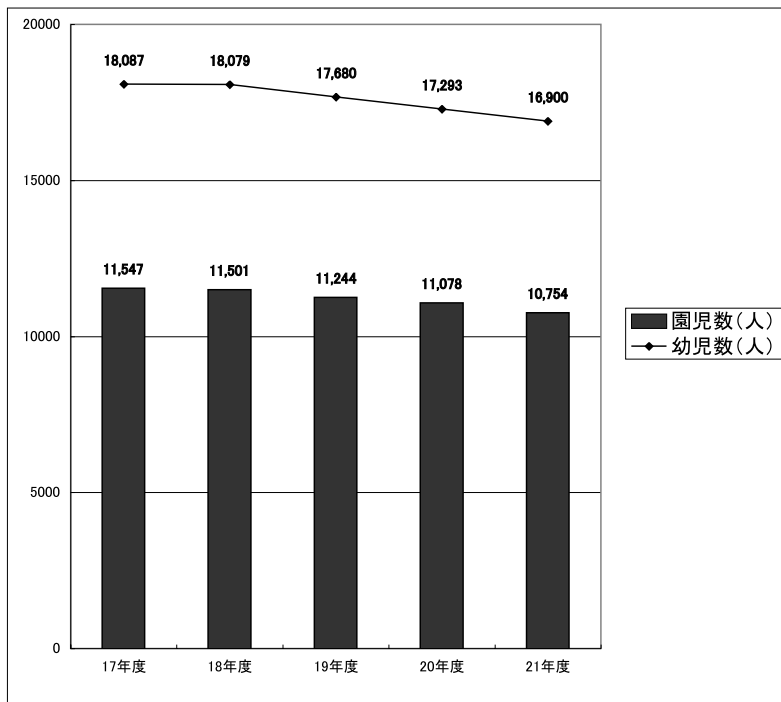
##### ■課題

幼児教育の振興を図るため、幼稚園や園児の保護者に適切な補助・援助を続ける必要があります。また、軽度の障害児の入園・通園のため、幼稚園へ適切な支援を行い、特別支援教育の充実を図る必要があります。

##### ■国・都・他自治体の動向

私立幼稚園の園児の保護者を対象として、国や東京都のほか、区が補助金を交付しています。国や都の補助金には住民税額による制限がありますが、東京都の多くの区市町村では、上乗せ支給や対象者の拡大等を行っています。

図1 幼児数と幼稚園児数の推移



(図1 出典：区学務課)

**この施策で展開する主な事業**

**<幼稚園の教育内容の充実>**

幼児と児童の交流の機会を増やすなど、幼稚園と小学校との連携（幼小連携）の拡大を検討していきます。

また、在園児および未就園児の保護者に対して幼児期の教育に関する情報提供等を充実し、子育て支援機能の強化を図ります。

**<私立幼稚園等への助成>**

幼児の就園奨励と保護者負担に配慮して、公私の格差是正を考慮しながら、適切な補助を行っていきます。また私立幼稚園に対して必要な補助を行い幼児教育の充実に努めます。

**<特別支援教育の充実>**

区立幼稚園においては、引き続き障害児の受け入れを全園で行い、巡回相談制度の利用を積極的に進めます。さらに、学校生活支援員配置を検討します。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業を拡充するとともに、巡回相談制度の活用を検討します。

写真1 幼小連携



写真2 地域交流



(写真1,2出典：区学務課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
幼稚園における幼小連携事業の実施率	68.1%	100%	↑

**(指標と目標値の設定理由)**  
 幼小連携事業の実施率を測定します。幼児の発達と学びは連続しており、幼児の健やかな成長を促すため、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮した幼小連携事業（行事等を通じての園児と児童との交流、教職員間の情報共有や意見交換等）実施の拡大をめざします。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 学校教育部 学務課
-------------	--------------------

## 政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

## 施策123

## 小中学校の教育内容を充実する

## この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒一人ひとりが、基礎学力や体力、社会的ルールを身に付け、学校が真に楽しい学びの場となっているとともに、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援ができていく状態

## この施策をめぐる現状と課題

## ■現状

子どもを取り巻く環境が急激に変化し、いじめや不登校<sup>\*1</sup>、問題行動などの課題が顕在化しています。また、特別支援学級に入級、通級する児童・生徒は年々増加しています。

## ■課題

個々の児童・生徒に応じた学習・生活指導に加え、学校内外の相談体制を充実するとともに、家庭・地域と連携した基本的な生活習慣の確立、体力向上のための取組を拡充する必要があります。また、特別支援教育の充実に向け、地域バランスを考慮した特別支援学級の設置や、教員・保護者の理解の促進が必要です。

## ■国・都・他自治体の動向

小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から新学習指導要領が全面実施されます。また、児童・生徒の実態把握と指導改善のため、「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されています。

表1 全国学力・学習状況調査の各調査の東京都における平均正答率 ※（ ）は全国公立

## &lt;小学校&gt;

	19年度	20年度
国語A（知識）	82.8% (81.7%)	68.5% (65.4%)
国語B（活用）	66.0% (62.0%)	54.1% (50.5%)
算数A（知識）	83.7% (82.1%)	74.2% (72.2%)
算数B（活用）	65.7% (63.6)	55.7% (51.6%)

## &lt;中学校&gt;

	19年度	20年度
国語A（知識）	81.6% (81.6%)	73.5% (73.6%)
国語B（活用）	72.0% (72.0%)	61.4% (60.8%)
数学A（知識）	71.4% (71.9%)	62.6% (63.1%)
数学B（活用）	60.6% (60.6%)	48.9% (49.2%)

表2 全国学力・学習状況調査における意識調査結果（練馬区）

## &lt;小学校&gt;

	平成19年度	平成20年度
国語の内容がよく分かる	82.0%	82.8%
算数の内容がよく分かる	79.8%	81.8%

## &lt;中学校&gt;

	平成19年度	平成20年度
国語の内容がよく分かる	67.4%	69.6%
数学の内容がよく分かる	64.5%	67.0%

（表1、2出典：平成20年度全国学力・学習状況調査結果 [練馬区の意識調査結果]）

## ▶用語解説

※1 不登校：何らかの要因により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

**この施策で展開する主な事業**

＜教育内容の充実＞

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、授業を改善していきます。

＜指導方法の充実＞

○学力向上支援講師を配置し、少人数指導やチームティーチング※2による個に応じた指導を充実します。

＜教育相談体制の充実＞

○区民がより身近なところで相談が受けられるよう、教育相談室を増設します。また、心のふれあい相談員※3、スクールカウンセラー※4などの校内相談体制も充実します。

☞実施計画9：教育相談室の充実（大泉地区教育相談室の設置）

＜小中一貫・連携教育の推進＞

○義務教育9年間にわたる一貫した教育課程により、知・徳・体の調和のとれた児童・生徒を育成するため、小中一貫・連携教育を推進します。

☞実施計画10：小中一貫・連携教育の推進

＜特別支援教育の充実＞

○児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。

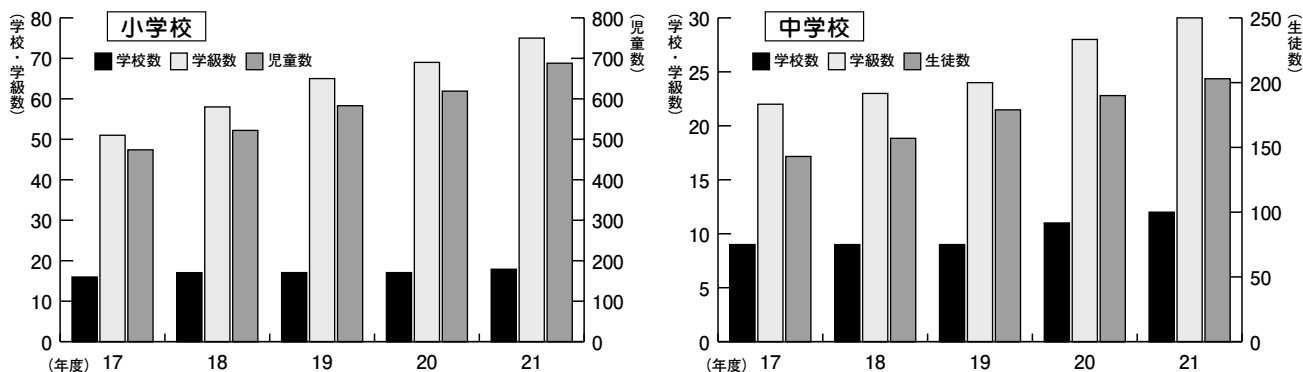
☞実施計画11：特別支援学級の設置

＜学校教育への支援の充実＞

○教職員の研究・研修事業や教育相談事業等の充実を図ります。

☞実施計画12：（仮称）学校教育支援センターの整備

図1 特別支援学級数および児童・生徒数



(図1 出典：区学務課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
授業に対する理解の程度	小学生 82.3% 中学生 68.3%	100%	↑

**（指標と目標値の設定理由）**

児童・生徒の授業に対する理解の程度を測定します。全ての児童・生徒がよく分かる授業の実現をめざします。（測定方法は全国学力・学習状況調査における〔練馬区の意識調査〕で「よく分かる」と回答した児童・生徒の割合とします。）

この施策の主な担当組織 | 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 教育指導課

※2 ティームティーチング：複数の教師が協力して行う授業方式のことです。

※3 心のふれあい相談員：児童からの相談を受け、話し相手になり、児童の悩みや不安、ストレスなどを和らげるために練馬区が配置している相談員のことで。

※4 スクールカウンセラー：いじめや不登校の未然防止や改善・解決を図るために小中学校に東京都が配置している相談員のことで。臨床心理士の資格もっています。

## 政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

## 施策124

## 教育環境を充実する

## この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒の安全が確保され、より良い環境のもとで学習ができ、その効果を十分に高めている状態

## この施策をめぐる現状と課題

## ■現状

小中学校の施設には、老朽化した建物や耐震性能に問題のある建物があります。一方、学校施設は児童・生徒が環境問題への理解を深める場や地域の方々が交流する場としての役割も期待されています。また、区立学校の児童・生徒数と学級数は、学校間で格差が生じており、教育指導上・学校運営上の課題が生じる傾向があります。

## ■課題

児童・生徒の安全を確保するとともに、災害時には避難拠点となる観点から、学校施設の計画的な耐震補強が必要です。また、地域のみどりの拠点や環境教育への活用に向け、環境を考慮した学校施設整備が必要です。さらに、校具等の更新や新学習指導要領への対応など、学習環境の整備も求められています。児童・生徒が良好な教育環境の中で、学び、成長していけるよう、小中学校の適正規模<sup>※1</sup>を確保する必要があります。

## ■国・都・他自治体の動向

国は、地震防災緊急事業5か年計画に基づく学校建物の耐震化への財政支援や、エコスクール<sup>※2</sup>の整備を推進しています。

表1 小中学校校舎・体育館の耐震化状況（平成21年3月末現在）

校舎		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率(%)
	小学校	154	93	61	60.4
	中学校	88	55	33	62.5
	計	242	148	94	61.2
体育館		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率(%)
	小学校	69	60	9	87
	中学校	49	47	2	95.9
	計	118	107	11	90.7
幼稚園		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率(%)
	計	8	8	0	100
総計		全棟数	耐震化済棟数	耐震化未棟数	耐震化率(%)
		368	263	105	71.5

（表1出典：区施設課）

## ▶用語解説

※1 適正規模：練馬区では、小学校は12～18学級（19～24学級までは許容範囲）、中学校は11～18学級を適正規模と定めています。

※2 エコスクール：環境を考慮した学校施設。

**この施策で展開する主な事業**

**<学校施設の整備推進>**

○耐震補強や学校緑化を進めます。校舎の老朽化に伴い改築時期が集中することから、改築を予定する学校数を基に年次計画を策定し、計画的な改築を進めます。なお、改築にあわせ、文部科学省の進めるエコスクール整備も行います。

☞実施計画13：校舎等の耐震化の推進

☞実施計画14：小中学校校舎等の改築の推進、☞実施計画15：みどりと環境の学校づくりの推進

**<区立学校の就学事務>**

○区立小中学校の適正な学級編制と児童・生徒の学籍の管理および転入学に関する相談を行います。

**<学校設備・物品の整備>**

○電子情報ボード等の活用や、校内LAN<sup>※3</sup>敷設等をはじめとする、児童・生徒の学習環境の向上を図ります。

**<区立学校・区立幼稚園の適正配置>**

○児童・生徒数の動向や校舎の改築時期を踏まえて区立学校の適正配置<sup>※4</sup>を進めます。また、区立幼稚園のあり方等の検討結果を踏まえて区立幼稚園の適正配置を検討します。

☞実施計画16：区立学校・区立幼稚園の適正配置

写真1 校庭の芝生化（関町北小学校：平成20年度整備）



(写真1出典：区施設課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
小中学校校舎・体育館の耐震性能を確保した棟数の割合	71.5%	100%	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 児童・生徒が安全に学習できる環境と避難拠点としての安全性の確保を測定します。平成18年6月策定の練馬区立学校等施設整備計画に基づき、計画的に耐震化工事を実施し、耐震化率100%をめざします。（耐震化率については、今後見込まれる「耐震化工事ではなく改築工事の検討をすべき建物(棟)数」を除いた割合とします。）

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 学校教育部 施設課
-------------	--------------------

.....  
 ※3 校内LAN：学校内のコンピューターなどの機器をケーブルで接続し、データの共有化を図るネットワーク。  
 ※4 適正配置：適正規模を下回る学校は通学区域の変更や学校の統合により、適正規模を上回る学校は通学区域の変更等により、適正規模を確保します。



## 施策125

### 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

#### この施策の目標（めざす状態）

児童・生徒の「生きる力」の基礎となる健康と体力が十分はぐくまれ、食に関する指導が充実した状態

#### この施策をめぐる現状と課題

##### ■現状

平成21年春に発生した新型インフルエンザにより、区内でも学級閉鎖などが相次ぎました。また、生活習慣病やアレルギー疾患など、子どもの健康を取り巻く問題が深刻化しています。一方、食育への関心の高まりから、各小中学校で、給食の自校調理化や食に関する計画の策定などに取り組んでいます。

##### ■課題

児童・生徒の健康状況の把握と適切な指導が求められています。また、安全でおいしい給食の提供のため、給食形態の検討や設備更新を進めるとともに、食育の推進に向けた各学校の取組や家庭・学校・地域の連携を支援する必要があります。

##### ■国・都・他自治体の動向

東京都教育委員会は平成20年12月に「都立学校における新型インフルエンザ対応マニュアル（暫定版）」を策定しました。

国は、食育推進基本計画や新学習指導要領などを通じて学校での食育を推進しています。

図1 地場産物を給食に活用している学校の割合

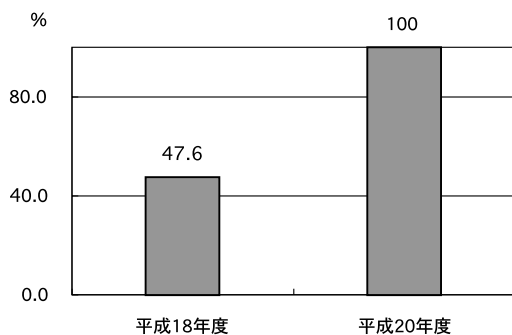
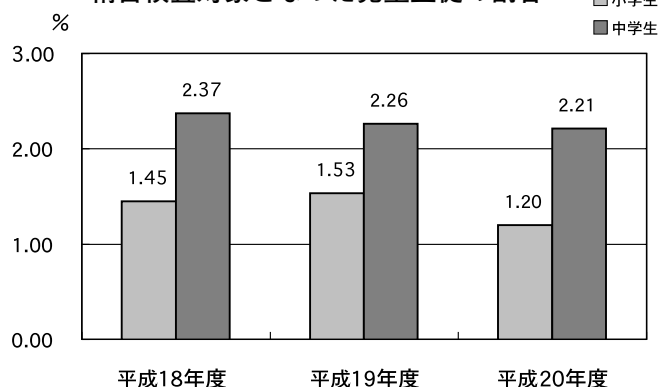


図2 練馬区小中学校の内、生活習慣病の精密検査対象となった児童生徒の割合



(図1, 2 出典：区保健給食課)

#### ▶用語解説

※1 食に関する指導の全体計画：文部科学省の「食に関する指導の手引き」や「練馬区小中学校における食育推進計画」に基づき、子どもたちが食に関して計画的に学べるように各学校において作成した計画。



**この施策で展開する主な事業**

＜学校保健の運営＞

○成長期にある児童・生徒の身体測定や定期健康診断を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めます。

＜学校給食の運営＞

○安全でおいしい学校給食を提供するために、栄養管理、衛生管理などに取り組みます。

＜児童・生徒の食育の推進＞

○「練馬区立小中学校における食育推進計画」を改定するほか、各学校で食に関する指導の全体計画<sup>※1</sup>の策定や食育推進チーム<sup>※2</sup>の活動など、食育の充実を進めます。

写真1、2 健康な心とからだをはぐくむ学校給食

小学校



中学校



(写真1、2出典：区保健給食課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合	4.7%	10%	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 食の大切さが児童・生徒に理解されているかを測る指標とします。食育の充実を進め、朝食に主食とおかず等をそろえて食べた児童・生徒の割合が10%以上となることをめざします。

この施策の主な担当組織 | 教育委員会事務局 | 学校教育部 | 保健給食課

※2 食育推進チーム：各学校に設置された、「食に関する指導の全体計画」に沿って食に関する指導の支援を行う組織。学校長、副校長、主幹、教務主任、保健主任、給食主任などの教職員と、養護教諭、家庭科担当教諭、栄養教諭、栄養職員のように食に関する専門性をもった教職員で構成されています。

# 次代を担う子どもの 健やかな成長を支える

政策11 子どもと子育て家庭を地域で支える

政策12 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に  
開かれた学校教育を進める

政策13 青少年を健やかに育成する

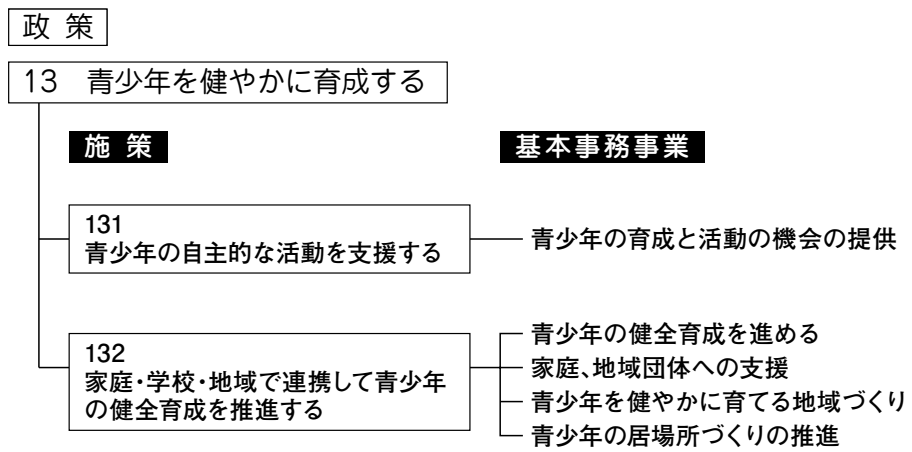
**政策 13**

**青少年を健やかに育成する**

**政策の概要**

青少年への活動の機会の提供などにより、青少年の自主的な活動を支援します。また、家庭や地域団体への支援や、青少年を健やかに育てる地域づくりなどを進め、家庭・学校・地域の連携による青少年の健全な育成を推進します。

**この政策で展開する施策と基本事務事業**



## 政策13 青少年を健やかに育成する

## 施策131

## 青少年の自主的な活動を支援する

## この施策の目標（めざす状態）

青少年が地域社会の一員として、自主的に地域行事やボランティア活動に参加し、また、職業体験などを通じて、地域社会とのつながりが醸成され、青少年の自立の意欲が高まっている状態

## この施策をめぐる現状と課題

## ■現状

青少年が仲間同士で活動できる場所の減少や、携帯電話・インターネットの普及等により、青少年が直接人と交流したり地域社会とかわりをもつ機会が少なくなり、青少年の人格形成において社会性の健全な育成が十分行われなことが危惧されています。また、ニート（若年無業者）やひきこもりなどの職に就かない若者の存在が社会問題化しています。

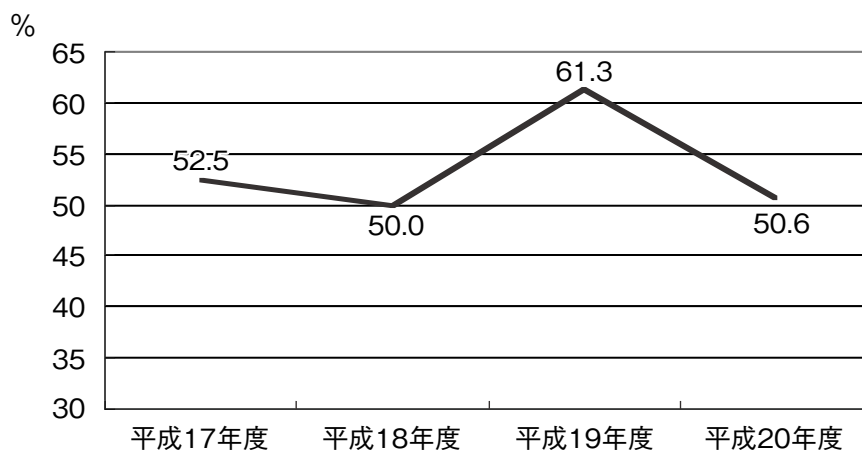
## ■課題

青少年が多様な世代とともに活動し、目的を達成する喜びを体験できる地域行事やボランティア活動の場を広げる必要があります。また、社会的自立が困難な青少年への対策や、就業に役立つ能力・技能等の習得の支援が求められています。

## ■国・都・他自治体の動向

国は、平成20年12月に「青少年育成施策大綱」を改訂しました。21年7月には「子ども・若者育成支援推進法」を策定しました。また、東京都は、人が生きていく上での心得を伝える「心の東京革命」を推進しています。これらに基づき、青少年の健全な育成および自立の支援を効果的に推進していくための取組が行われています。

図1 地域の子ども会事業へ企画運営スタッフとして  
青少年が参加している割合



(図1 出典：区青少年課)

## この施策で展開する主な事業

### <青少年の育成と活動の機会の提供>

- 青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、青少年の育成と活動の機会の提供を行います。
- 青少年の自立支援にかかわる教育、福祉、保健医療、就労支援などのネットワーク構築に向けて取り組みます。

写真1 子ども会事業の様子



(写真1 出典：区青少年課)

## 施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
企画・運営のスタッフとして青少年が参加している子ども会事業の割合	50.6%	100%	↑

### （指標と目標値の設定理由）

青少年の社会性や自主性を測定します。区内の小中学校区域ごとに子ども会事業が行われ、全ての子ども会事業にスタッフとして青少年が参加することをめざします。

この施策の主な担当組織 | 健康福祉事業本部 | 児童青少年部 | 青少年課

政策 13 青少年を健やかに育成する

施策 132

家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

この施策の目標（めざす状態）

社会全体で次代を担う青少年の健全育成に取り組み、青少年が健やかに成長している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

しつけが十分できないなどの家庭の教育力の低下に加え、子どもが地域の人々と接する機会が減少し、地域の教育力も低下しています。

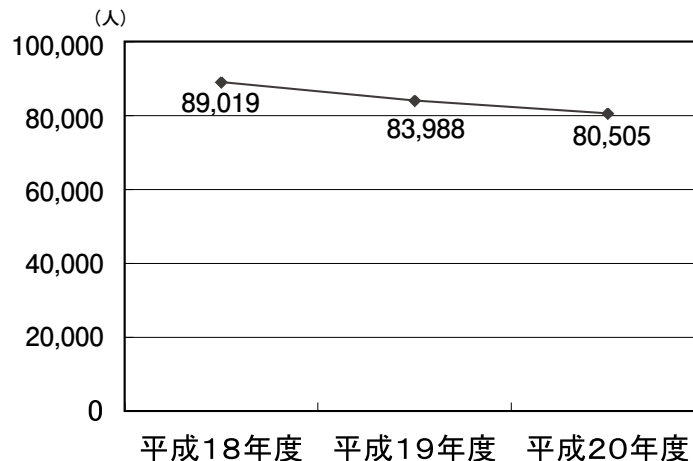
■課題

青少年の基本的な生活習慣や規範意識を培う家庭の教育力を学校・地域で支えるとともに、家庭・学校・地域・関係機関が一体となって青少年の健全育成に取り組む必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、政府の青少年育成の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「青少年育成施策大綱」を平成20年12月に改訂し、施策の一層の推進を図ることとしています。東京都では、青少年育成総合対策として、青少年健全育成の推進、東京子ども応援協議会の活動推進、「心の東京革命」の推進などを行っています。

図1 青少年育成地区委員会※事業参加者数の推移



(図1 出典：区青少年課)

▶用語解説

※青少年育成地区委員会：青少年の健全育成と青少年にとってより良い環境づくりのため、地域の実情に合った様々な事業を実施している団体のこと。旧17出張所の管轄区域を活動範囲として、約2,000名のボランティアの委員で構成されています。

**この施策で展開する主な事業**

**<家庭、地域団体への支援>**

○家庭、地域団体が青少年の健全育成を推進できるよう、周知活動や支援を行います。

**<青少年を健やかに育てる地域づくり>**

○家庭・学校・地域で連携して、青少年を健全に育成する考え方を推進し、発信します。

○青少年の非行防止や環境の浄化を進め、青少年を健やかに育てる地域づくりを行います。

**<青少年の居場所づくりの推進>**

○青少年育成活動を通じて青少年が様々な活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。

**実施計画 17：中高生の居場所づくり**

写真1 青少年育成地区委員会事業の様子



(写真1 出典：区青少年課)

**施策の成果を測る指標（モノサシ）と目標値**

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
青少年育成地区委員会事業に参加した青少年の延べ人数	80,505人	85,000人	↑

**（指標と目標値の設定理由）**  
 地域における青少年の健全育成を測定します。参加者数は減少傾向にありますが、今後、親子対象事業など新たな事業開催等により、区内17地区で実施される様々な青少年事業に、毎年85,000人以上の参加をめざします。

この施策の主な担当組織	健康福祉事業本部 児童青少年部 青少年課
-------------	----------------------